

2018年 9月 3日

J-クレジット制度 制度管理者 殿

東京都台東区浅草三丁目3番2号
株式会社 的場製館所

承認排出削減事業の変更内容について

1. 対象事業

- ・ 排出削減事業の受付番号： KC1014
- ・ 排出削減事業者：株式会社 的場製館所
- ・ 排出削減事業の名称：株式会社の場製館所における A 重油ボイラから都市ガスボイラへの更新による CO2 排出削減事業
- ・ 適用方法論：方法論 001（ボイラーの更新）
- ・ 事業承認日：H24年2月20日

2. 変更内容

本事業のモニタリング方法を以下のように変更したい。

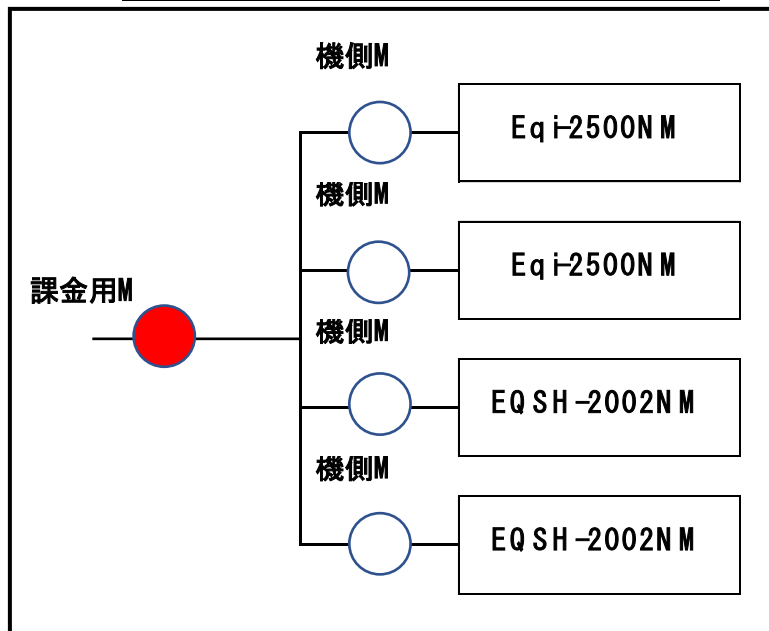
変更前（平成26年2月28日まで）：本削減事業に係る4台の蒸気ボイラーによる都市ガス使用量のモニタリングは「請求書の数値を集計し、標準状態に換算する」をもとに毎月確認、記録する。

変更後（平成26年3月1日から）：「請求書の数値を標準状態に換算し、その結果から乾燥炉並びに脱臭バーナー機側の流量計による計測値を控除して対象の蒸気ボイラーによる使用量を求め、記録」する。

－変更の背景－

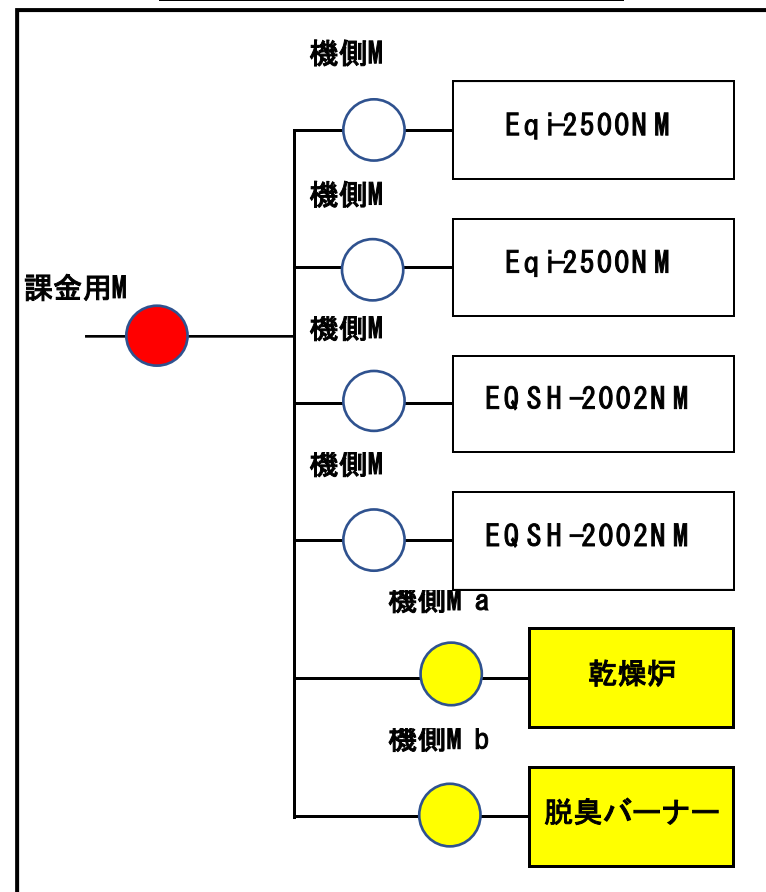
本排出削減事業では A 重油焚きボイラー4台を都市ガス焚きの高効率ボイラー4台に更新し、発生させた蒸気を工場製造工程で使用しております。事業効率の向上と地球温暖化対策の推進のため、乾燥並びに脱臭バーナーを従来の油焚きから都市ガスに変更した。この変更の概要を図1に示しますが、乾燥並びに脱臭バーナーの機側流量計（図中 Ma と Mb）は温度・圧力校正付き型式であり、これらの潜在的計量誤差に基づく本排出削減事業にて導入の4台の蒸気ボイラーの都市ガス使用量把握に及ぼす影響は最大でも0.47～0.75%の範囲と限定的であり、過剰な削減量の要求に結びつくものではないと考えられます。

排出削減事業計画時点のガス供給と計測点



「請求書の数値を集計し、標準状態に換算する」

2015年4月以降のガス供給と計測点



「請求書の数値を標準状態に換算し、その結果から乾燥炉並びに脱臭バーナー機側の流量計(MaとMb)による計測値を控除して対象の蒸気ボイラーによる使用量を求め、記録」